

仕 様 書

1 燃料種別及び購入予定数量

別紙1「明細書」のとおり

2 規 格

日本産業規格

3 納入場所

店頭

南信森林管理署（長野県伊那市山寺 1499-1）

4 契約条件

- ① 物品売買契約書（案）のとおり。
- ② 南信森林管理署より半径1 km以内に直営による給油所を有していること。
- ③ セルフ式給油所での納入も可能とするが、必ず給油所スタッフが給油を行うこと。
- ④ 数量は予定数量であり、実際の購入数量を保証するものではない。

5 納入方法

納入者の発行する給油カード若しくは給油伝票（3枚複写等）により行うものとし、給油カードにより行う場合は、納品書を発行すること。

6 契約方法

各燃料種の1リットル当たりの契約単価及び調整額を締結し、購入予定数量について売買を行う単価契約である。

契約単価は、令和8年2月18日（水曜日）に資源エネルギー庁が公表した給油所小売価格調査の長野県内の該当する燃料種価格に調整額（固定）を加えた金額とし、契約後の単価は、給油する各月の前月最終調査日に資源エネルギー庁が公表する給油所小売価格調査の長野県内の該当する燃料種価格（変動）に調整額（固定）を加えた金額とするため、給油月毎に変動する。（以下、変動後の単価を「給油単価」という。）

契約単価及び給油単価の算出方法は、次のとおりとする。ただし、小数点第二位以下の端数があるときは、小数点第二位以下を切捨てとする。

(1) 契約単価

a + 調整額

a : 令和8年2月18日に資源エネルギー庁が公表した給油所小売価格調査の長野県内の各燃料種価格 (円/ℓ (消費税込み))

調整額 : 見積書に記載した契約単価から a を差し引いた金額

(2) 給油単価

b + 調整額

b : 給油する各月の前月最終調査日に資源エネルギー庁が公表した給油所小売価格調査の長野県内の該当する各燃料種価格 (円/ℓ (消費税込み))

7 請求代金計算

納入数量の集計は原則月末締めとし、燃料種別毎の集計数量に給油単価を乗じる。請求は、契約条項第8条により行う。